

# さまざまな制度・施策の相談窓口

(それぞれの制度や施策には細かい条件等がありますが、ここではおもなものについて、できるだけ簡単に説明しています)

		制度・施策	相談窓口	制度・施策の簡単な説明
手帳・手続に関するもの	手帳・手続に関するもの	精神障害者保健福祉手帳	市町村の窓口	いわゆる「障害者手帳」のこと
		障害基礎年金		20歳前に発病した人や国民年金を納め(免除手続きをした)障害を負った人がもらう年金
		特別障害給付金		国民年金を払わなかったため障害年金がもらえない人への特別な給付金
		特別児童扶養手当		子ども(19歳まで)に障害がある場合の親への手当
		障害児福祉手当		子ども(19歳まで)に障害がある場合の子どもへの手当
		特別障害者手当		重度の障害がある人への手当
		心身障害者扶養共済		親が生存中に掛金を払っておき、親亡き後等に、障害のある子へ年金が払われるようにする制度
		地方自治体の福祉手当等		都道府県市区町村から払われる独自の手当やサービス。数も少なく、場所によって内容が違う
		介護保険		介護が必要な65歳以上の高齢者と40歳以上の人(病気による)が受けられるサービス
	障害者福祉の支援法に関するもの	ホームヘルプ(居宅介護)		家に来て、日常生活を支援してくれるサービス
		重度訪問介護		重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護が必要な人の家に来て、生活全体を支援する
		ショートステイ(短期入所)		調子が悪くて家にいられないとき、休むため施設に一時入ること
		行動援護		行動にかなりの支援が必要な知的障害や精神障害のある人に対して、行動時の危険を回避するための援護や外出時における介護、食事等の援助をする
		施設入所支援		施設に入所する障害者に対して、主に夜間などの入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び助言、その他の日常生活支援を行う
		グループホーム(ケアホーム)		障害のある人が支援を受けながら数人で暮らす場所
		就労移行支援		働けるように、訓練や相談、職探しから定着まで支援する制度
		就労継続支援A型		企業での仕事がむずかしい人が、雇用契約を結んで働く場
		就労継続支援B型		企業での仕事がむずかしい人が、訓練やリハビリを目的に働く場
	お金に関するもの	障害厚生(共済)年金	社会保険事務所(共済組合)	初めての診療時にサラリーマン(公務員)で、病気やケガで障害を負った人がもらう年金
健康保険の傷病手当			仕事以外の理由で病気やケガを負い、仕事ができないときにもらえる手当	
生活保護		市町村の窓口(福祉事務所)	生活に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助ける制度	
日常生活自立支援事業		社会福祉協議会	認知症、知的障害、精神障害のある人に対して、日常生活への助言や通帳の管理や日常的な金銭管理などの支援を行う	
市県民税		市町村の窓口(市民税)	住民税ともいわれ、住んでいる地域のサービスを受けるために払う税金	
税の控除・免除		税務署	自動車税、所得税などの税制面での控除、免除	
医療に関するもの	自立支援医療(精神通院)	市町村の窓口	精神障害の通院治療に対して、原則1割負担のみで治療をうけることができる制度	
	高齢医療に関する助成		70~74歳までの前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の医療費の負担を助ける制度	
	高額療養費	市町村の窓口(国民健康保険)/健康保険組合・共済組合(社会保険)	手術や入院などで医療費が高額になったとき、払う金額を減らしてもらえる制度	
	無料低額診療制度	指定の医療機関(全日本民医連参照)	低所得者等に医療を無料、または低額な料金で診察する制度	
就労に関するもの	雇用保険	ハローワーク	ある期間勤めた会社を退職した後、一定期間もらえる保険	
	労働者災害補償保険	労働基準監督署	仕事中等にケガや障害を負ったときにもらえる保険	
	社会適応訓練事業	保健所	一定期間事業所に通い、仕事の持久力及び環境適応能力等を養う事業(実施は地域による)	
	地域障害者職業センター		障害者に対して、専門的に就労支援、助言・援助を実施するセンター	
	高齢者・障害者雇用支援センター		高齢者・障害者の雇用の相談、援助、給付金、助成金の申請、啓発等を実施するセンター	
	障害者就業・生活支援センター		障害者の就労面と生活面の両方から支援をするセンター	